

## 建築物環境性能表示基準

平成21年9月29日

告示第552号

改正 平成23年3月31日

神奈川県地球温暖化対策推進条例第24条第1項の規定により、建築物環境性能表示基準を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

### 建築物環境性能表示基準

#### 1 目的

この表示基準は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、特定建築物の建築物環境性能表示の表示の方法に関する基準について必要な事項を定めるものである。

条例第19条第1項の規定により建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を提出した計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき、若しくは他人に当該特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、条例第25条第1項又は第2項の規定により、この表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示し、又は表示させなければならない。

また、計画書提出特定建築主が条例第29条の規定により当該特定建築物に環境性能を示す表示を掲示するときは、この表示基準に基づき、掲示するものとする。

#### 2 用語の意義

この表示基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

#### 3 特定建築物の環境性能の表示（条例第25条第1項及び第2項）

##### (1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第25条第1項又は第2項の規定により広告に表示し、又は表示させる建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第551号）で定める県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEEかながわ」という。）を用いて行った評価結果に基づき、別表第1の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

##### (2) 様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、第1号様式のとおりとする。

##### (3) 表示の方法

ア 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに1箇所以上表示すること。

イ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

#### (4) 広告面積の算定方法

ア 規則第 15 条第 1 号に規定する「広告に係る面積」は、一つの広告に特定建築物の広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該特定建築物の広告に係る面積とする。

イ 特定建築物の広告と他の広告の境界が明確に区分されていない場合は、特定建築物の広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に最も近い文字又は記号等の、隣接する側の端と端の中間の位置を広告の境界として、面積を算定する。

#### 4 特定建築物の環境性能を示す表示の掲示（条例第 29 条）

##### (1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 29 条第 1 項の規定により掲示する特定建築物の環境性能を示す表示は、CASBEE かながわを用いて行った評価結果に基づき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

##### (2) 様式

特定建築物の環境性能を示す表示のデザイン、規格及び色指定は、第 2 号様式のとおりとする。

##### (3) 掲示の方法

ア 環境性能を示す表示の特定建築物への掲示は、条例第 22 条に規定する新築等の完了の届出をした日以降、当該特定建築物の見やすいところに掲示すること。

イ 環境性能を示す表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

#### 5 特定建築物以外の建築物に係る建築物環境性能表示等の表示の方法に関する事項

条例第 19 条第 3 項の規定により計画書を提出した建築主が、条例第 25 条第 4 項の規定に基づき建築物環境性能表示を表示し、又は表示させる場合並びに条例第 29 条第 3 項の規定に基づき環境性能を示す表示を掲示する場合は、この表示基準を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

##### 前文抄（平成 23 年 3 月 31 日告示第 228 号）

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出される同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

別表第 1

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
地球温暖化への配慮（LCCO <sub>2</sub> 排出率）	100% < LCCO <sub>2</sub>	地球温暖化防止対策	
	80% < LCCO <sub>2</sub> 100%		
	60% < LCCO <sub>2</sub> 80%		
	30% < LCCO <sub>2</sub> 60%		
	LCCO <sub>2</sub> 30%		
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.5 未満	ヒートアイランド対策	
	1.5 以上 2.5 未満		
	2.5 以上 3.5 未満		
	3.5 以上 4.5 未満		
	4.5 以上		
建築物の環境効率（BEE）	C (BEE < 0.5)	総合評価	
	B - (0.5 BEE < 1.0)		
	B + (1.0 BEE < 1.5)		
	A (1.5 BEE < 3.0)		
	S (3.0 BEE) かつ、Q 50 (Q：建築物の環境品質)		

別表第 2

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
建築物の環境 効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	
	B - (0.5 BEE < 1.0)		
	B + (1.0 BEE < 1.5)		
	A (1.5 BEE < 3.0)		
	S (3.0 BEE) かつ、Q 50 ( Q : 建築物の環境品質 )		

第 1 号様式



備考 様式中「2 × × ×」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦 37 ミリメートル以上、横 60 ミリメートル以上とすること。

【色指定】

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） (C:96%, M:4%, Y:100%, K:1%)	基本（スミ 100%） (C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%)
未得点星印（薄灰） (C:23%, M:16%, Y:13%, K:2%)	未得点星印（薄灰） (C:23%, M:16%, Y:13%, K:2%)
黒文字 (C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%)	黒文字 (C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%)
白文字 (C:0%, M:0%, Y:0%, K:0%)	白文字 (C:0%, M:0%, Y:0%, K:0%)

第2号様式



備考 様式中「2×××」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】特定建築物の環境性能を示す表示の大きさは、縦 150 ミリメートル以上、横 150 ミリメートル以上(上部半円は直径 150 ミリメートル以上)とすること。

【色指定】

カラーに限る（4色分解による色指定）
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)